

公認会計士

短答上級講座
財務会計論(財表) 第1回
影山講師レジュメ

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 000512 184519

EL18451

I. 短答式本試験分析 ⇒ 対策

(1) 短答式本試験の出題傾向&形式(過去7回)

年度	理論(個別)	計算(個別)	融合(個別)	計算(総合)	理論配点	目標ライン(理論)
H27 I	12	10	0	4 (4×1)	96点	7/12
H27 II	13	9	0	4 (4×1)	104点	10/13
H28 I	11	11	0	4 (4×1)	88点	9/11
H28 II	12	10	0	4 (4×1)	96点	8/12
H29 I	12	10	0	4 (4×1)	96点	7/12
H29 II	10	12	0	4 (4×1)	80点	6/10
H30 I	9	13	0	6 (6×1)	72点	8/9

理論7で約60~75点確保する必要がある

出題のうち2~3題が「概念フレームワーク」&「伝統論」からの出題。残りがいわゆる「新会計基準」からの出題

↓
「概念フレームワーク」と「新会計基準」は費用対効果がいいが、「伝統論」は費用対効果が悪い

(2) 理論問題の内容

年度	肢数	計算絡み	%
H27 I	52	10	19.2%
H27 II	52	25	48.1%
H28 I	44	14	31.8%
H28 II	47	20	42.6%
H29 I	48	11	22.9%
H29 II	40	10	25.0%
H30 I	36	10	27.8%

簿記論でもなく財務諸表論でもなくあくまでも「財務会計論」

3割から4割は計算の学習で正誤の判別がつく ⇒ 見た目以上に計算の配点が高い

⇔ その逆も

計算問題(形式的には)でも、理論の内容が含まれている問題もある ⇒ 実質融合問題

(3) 時間配分(一例)

計 120 分	理論(30分)	3分×10題(←1肢当たり45秒)
	計算(90分)	総合問題 20分(←20分×1題) 個別問題 70分(←7分×10題)

II. 本講義の特徴

- レジュメベース(テキストは辞書として使用)
- 本試験の理論で7割~8割(合格ライン)獲ることが本講座の着地点
- 論文式試験も意識した講義

III. 学習の進め方

インプット ←	→ アウトプット
STEP 1 レジュメ(基本的にこれでOK。特に初回受験の方)	STEP 1 ポイントアップ答練・公開模試
↓	↓
STEP 2 テキスト(辞書的に&複数受験の方)	STEP 2 一問一答問題集(過去問とAランクを優先的に!)

合格点を得るための情報はレジュメに載っていますが、レジュメの内容が分からない時はテキストを確認

近年は過去問の重要性が高い ⇒ 過去問を焼き直した出題が多い!

IV. 講義進度予定表

回数	内 容(予 定)
1	イントロダクション、第29章～第37章：「伝統論」
2	第29章～第37章：「伝統論」
3	第29章～第37章：「伝統論」
4	第29章～第37章：「伝統論」、第1章：討議資料「財務会計の概念フレームワーク」
5	第1章：討議資料「財務会計の概念フレームワーク」
6	第1章：討議資料「財務会計の概念フレームワーク」
7	第1章：討議資料「財務会計の概念フレームワーク」
8	第2章：貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 第3章：自己株式及び準備金の額の減少に関する会計基準
9	第4章：株主資本等変動計算書に関する会計基準 第5章：ストック・オプション等に関する会計基準 第6章：役員賞与に関する会計基準
10	第7章：退職給付に関する会計基準
11	第8章：金融商品に関する会計基準
12	第9章：固定資産の減損に係る会計基準、第10章：棚卸資産の評価に関する会計基準
13	第11章：リースに関する会計基準、第12章：資産除去債務に関する会計基準
14	第13章：研究開発等に係る会計基準、 第14章：工事契約に関する会計基準 第15章：連結財務諸表に関する会計基準
15	第15章：連結財務諸表に関する会計基準、第16章：持分法に関する会計基準
16	第17章：税効果に係る会計基準、第18章：外貨建取引等会計処理規準
17	第19章：包括利益の表示に関する会計基準 第20章：連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準 第21章：四半期財務諸表に関する会計基準
18	第22章：賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 第23章：1株当たり当期純利益に関する会計基準 第24章：関連当事者の開示に関する会計基準 第25章：セグメント情報等の開示に関する会計基準、
19	第26章：会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、 第27章：企業結合に関する会計基準、 第28章：事業分離に関する会計基準

☆ 過去問 : 4肢6択の組み合わせ問題(最もオーソドックスな出題)

問題 11 有価証券に関する次のア～エの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア. 同一銘柄の有価証券を売買目的有価証券の区分とその他の有価証券の区分とで保有している場合に、当該有価証券の一部を売却したときには、これらが組織上、明確に分別管理されていても、売買目的有価証券から売却したものとする。
- イ. 満期まで所有する意図は取得時点において判断すべきものであり、いったん、他の保有目的で取得した債券について、その後には保有目的を変更して満期保有目的の債券に振り替えることは認められない。
- ウ. その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券には、償却原価法を適用し、取得原価と償却原価との差額を有価証券利息の修正として処理する。その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を評価差額として処理する。
- エ. 時価を把握することが極めて困難と認められる債券の貸借対照表価額は、償却原価法を適用せず、取得原価から、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高を控除した金額とする。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

☆ 過去問 : 4肢6択の組み合わせ問題(表形式)

問題 13 「リース取引に関する会計基準」に関する次のア～エの記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付すとき、適切な組合せを示す番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引について、貸手が計上する「リース債権」および借手が計上する「リース債務」はそれぞれ金融資産と金融負債に該当するから、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金または支払の期限が到来するか否かに基づいて、流動項目または固定項目に分類しなければならない。
- イ. ファイナンス・リース取引について、リース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて各期の支払利息相当額を算定する「利息法」と、利息相当額の総額をリース期間で除して各期の支払利息相当額を算定する「定額法」は、減価償却と同じ費用配分の方法であるから、借手は、継続適用を条件として利息法または定額法のいずれかを選択することができる。
- ウ. ファイナンス・リース取引により生じた借手のリース資産については、有形固定資産、無形固定資産の別に一括してリース資産として表示する方法のほか、有形固定資産または無形固定資産に属する各科目に含める方法も認められる。ただし、財務諸表利用者の理解を妨げることになるから、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引で異なる表示方法を適用することはできない。
- エ. ファイナンス・リース取引では、将来のリース料の支払義務が債務として借手の貸借対照表に計上されるのに対し、オペレーティング・リース取引では、それが借手の貸借対照表に計上されない。そのため、借手は、オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料を、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記しなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
1.	○	○	×	○
2.	○	×	○	○
3.	○	○	○	×
4.	×	×	○	○
5.	×	○	×	×
6.	×	×	×	○

☆ 過去問 : 個数問題(難易度高め)

問題 14 退職給付会計に関する次のア～エの記述のうち、誤っているものはいくつあるか、その個数の番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア. 退職給付債務とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付のうち認識時点までに発生していると認められる金額を割り引いたものであり、原則として個々の従業員ごとに計算しなければならない。
- イ. 退職給付費用から控除される年金資産に係る期待運用収益相当額の計算に当たって、期首の年金資産の額に乗ずべき長期期待運用収益率は合理的に予測される収益率であるが、利息費用の計算に適用される割引率を下回ることもある。
- ウ. 退職給付に係る負債および退職給付費用は、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、高い信頼性をもって数理計算上の見積を行うことが困難である場合または退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法を用いて計算することができる。
- エ. 個別財務諸表上、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超える場合、その超過額は前払年金費用として固定資産に計上する。

1. 0個

2. 1個

3. 2個

4. 3個

5. 4個

☆ 過去問 : 五 or 六択問題(難易度高め)

問題 18 外貨建取引等の会計処理に関する次の1～5の記述のうち、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(8点)

- 外貨建取引等にヘッジ会計を適用する場合には、金融商品に関する会計基準における「ヘッジ会計の方法」によるほか、振当処理によることができ、正当な理由がある場合には、金融商品に関する会計基準による原則的な処理方法から振当処理へ変更することが認められる。
- 為替予約等に振当処理を行った結果として各期に配分された外貨建金銭債権債務等に係る為替差額は、為替差損益として表示する必要があり、配分された直先差額を利息の調整項目として処理することはできない。
- 為替予約等の振当処理の対象となる外貨建金銭債権債務等は、為替予約等が振当処理されることにより将来のキャッシュ・フローが固定されるものに限られる。したがって、外貨建有価証券については、たとえヘッジ会計の要件を満たすとしても為替予約によりキャッシュ・フローを固定することは困難であると考えられ、為替予約等の振当処理は認められない。
- 外貨建金銭債権債務については、決算時の為替相場による円換算額を付することとされているが、この決算時の為替相場としては決算時の直物為替相場のほか、継続適用を条件として、期末前一月間の平均相場を用いることができる。
- 外貨建のその他有価証券の決算時の時価として期末前一月間の時価の平均価額を用いることは、継続適用を条件として認められる。この場合には、原則として期末前一月間の平均相場により換算する。ただし、継続して適用することを条件として、決算時の直物為替相場により換算することができる。



正答を導くために全ての選択肢の正誤を正しく判断できるような知識まで不要！！



その分獲るべき肢は外せない



そのため

正確な知識のインプット、計算とリンクした学習が必要！！

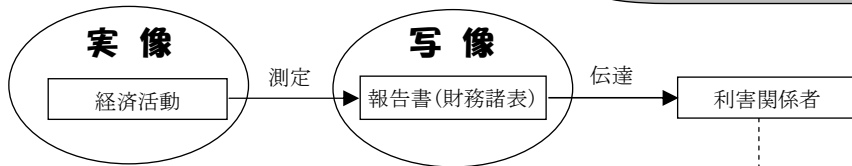
★ 過去の出題実績(伝統論、会計制度等) ★

論 点	H25 II	H26 I	H26 II	H27 I	H27 II	H28 I	H28 II	H29 I	H29 II	H30 I
財務会計の総論・基礎概念		☆		☆	☆		☆	☆		
損益会計			☆	☆		☆				☆
資産会計総論			☆	☆						☆
棚卸資産(伝統論)										
固定資産	☆				☆					
繰延資産							☆			
負債会計	☆			☆	☆		☆	☆		
資本会計										
企業会計原則	☆		☆	☆			☆		☆	
その他(会計制度の変遷等)	☆	☆		☆				☆		☆

I. 企業会計の意義 C

会計は、ある特定の経済主体の経済活動を、貨幣額などを用いて計数的に測定(記録)し、その結果を報告書にまとめて伝達(報告)する行為である。ここで、企業(営利組織)の経済活動を対象とする会計を企業会計という。

⇨国、家計、学校法人等の非営利組織について行われる会計は非営利会計



	財務会計	管理会計
定 義	企業外部の利害関係者に対する会計情報の報告を目的とした会計	企業内部の経営者に対する会計情報の報告を目的とした会計
会計情報の提供先	企業外部の利害関係者	企業内部の経営者
社会的規制	(原則として) あり	(原則として) なし
会計情報の測定方法	主として貨幣的測定	貨幣的測定+物量的測定
会計情報の内容	不特定多数向け ↓ 主として過去の・要約的な情報	特定少数向け ↓ 過去の・要約的な情報 + 将来的・詳細な情報

II. 財務会計の目的と意義 **A**

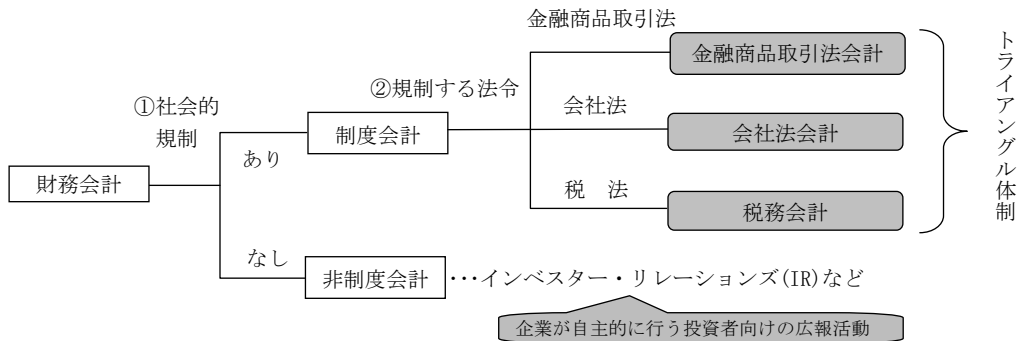
財務会計の目的をどのように捉えるかの考え方であり、それぞれの考え方から果たすべき財務会計の機能が導かれる。なお、この両者の機能の優劣関係は特にないとされてきた(伝統的な我が国の会計では…)

	会計責任説	意思決定有用性説
定義	財産の委託と受託の関係を基礎として、受託者の委託者に対する報告責任の遂行を会計の目的とする考え方	投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報提供を会計の目的とする考え方
果たすべき財務会計の機能	利害調整機能 (契約支援機能) ↓ 企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能	情報提供機能 (意思決定支援機能) ↓ 投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能
利益が備えるべき特質	分配可能性 ↓ 利害調整においては、企業が獲得した利益をどのように配分するかが問題となるが、財務会計情報に基づく剰余金の分配等は、一般に貨幣により行われる ↓ 算定される利益は、資金的裏付けのある処分可能(分配可能)なものでなければならない	業績表示性 ↓ 投資者が投資意思決定を行う場合、投資先企業の利益に着目して、業績を判断する ↓ 算定される利益は、当該企業の業績を的確に表示するものでなければならない

「概念フレームワーク」では、意思決定有用性説の立場にたち、情報提供機能と主たる位置付け、利害調整機能は副次的な機能と位置付けられている。

- (1) **株主と経営者の利害調整**
 株主と経営者は、株主が企業に投下した資金の委託者と受託者という関係にあり、経営者が株主の利益を犠牲にして自らの利益を追求する可能性があることから、当該資金の適切な運用について両者の利害が対立する。
 ↓
 財務会計により経営者が受託責任を全うしたことを報告し、また株主は受託責任を全うされたことを確認することで、株主と経営者の利害調整が図られる。
- (2) **株主と債権者の利害調整**
 有限責任である株式会社においては、会社財産だけが債権者への支払原資となるため、株主への配当により会社財産が社外流出することについて株主と債権者の利害が対立する。
 ↓
 財務会計によって配当の上限額が算定されることで株主と債権者の利害調整が図られる。

Ⅲ. 我が国の制度会計 [C]



	金融商品取引法会計	会社法会計	税務会計
定義	金融商品取引法の規制の下に行われる会計	会社法の規制の下に行われる会計	主として法人税法の規制の下に行われる会計
作成書類	財務諸表 ・貸借対照表・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・附属明細表 (・連結包括利益計算書)	計算書類等 ・貸借対照表・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・注記表・事業報告 ・附属明細書	法人税申告書等 ・法人税申告書(別表) ・決算報告書 ・勘定科目内訳明細書 ・法人事業概況説明書
主たる目的	国民経済の適切な運営と投資者保護に資するため、投資者に対して投資判断のための有用な情報を提供すること	剰余金の分配規制を通じて株主と債権者との利害を調整し、債権者保護を図ること + 株主と債権者に対して企業の財政状態及び経営成績を開示すること	会社法上の利益を基礎に課税所得を算定(確定決算主義)し、課税の公平性と租税収入の確保を図ること
果たされる財務会計の機能	情報提供機能	主として利害調整機能	(利害調整機能)

同じ会計処理になるように基本的に調整されている

会社法において、連結包括利益計算書の作成は義務付けられていない。ただし、任意に連結包括利益計算書を作成することは、禁止されるものではない。

IV. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 [B]

企業の財務諸表が利害調整機能や情報提供機能を十分に発揮するためには、それが適切に作成されたものでなければならぬ。

↓ しかし

財務諸表の作成に関しては多くの場面で経営者等による事実の歪曲が行われる恐れがあるため、財務諸表作成のための様々なルール=会計基準が必要となる。

↓

この基準が公正妥当なものとして社会的な承認を得ているという意味で『一般に公正妥当と認められる企業会計の基準』(←社会的承認を得た会計のルールの総称)と呼ばれている。

意義	① 財務諸表の作成基準 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、企業が財務諸表の作成に当たって遵守すべき規範である ② 財務諸表監査の判断基準 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、公認会計士が財務諸表監査を行うに当たって、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかを判断する基準となる
具体例	① 企業会計審議会又は企業会計基準委員会から公表された会計基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計原則 ・ 研究開発費等に係る会計基準 ・ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 ② 企業会計基準委員会から公表された会計基準適用指針及び実務対応報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針 ・ 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い ③ 日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及びQ&A <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針 ・ 研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A ④ 一般に認められる会計慣行

これらの会計基準は、利害調整機能や情報提供機能を円滑に遂行するための不可欠な前提条件

↓ 設定方法

	帰納法 (帰納的アプローチ)	演繹法 (演繹的アプローチ)
定義	現実に行われている会計実務を観察し、その中からよりいっそう一般的・共通的なものを抽出することによって会計基準を設定する方法	会計の目的や資産・負債などの基礎概念を先に規定したうえで、それと矛盾しないように会計基準を設定する方法
現行実務の問題点の改善	現状は認知的なルールが形成されやすい ↓ 現行実務に問題があっても、それを改善するような会計基準が形成されにくい	現行実務が正しいという前提に基づいているわけではない ↓ 現行実務のどこに改善の余地があるのかを白紙の状態で見つけることができる
新たな取引や事象への対応	いまだ会計慣行が成熟してなく会計基準を設定することができない ↓ 過去に存在しなかった新たな取引や事象が発生した場合には、これに対応できない	規定された基礎概念から会計基準を設定することができる ↓ 新たな取引や事象が発生した場合にも容易に対応できる
会計基準全体の整合性や首尾一貫性	個別のトピックスごとに形成された会計基準は、相互に矛盾をきたす可能性がある + 会計処理を巡る利害対立の存在する分野において、業界団体等の圧力が介入した場合には、それを押し返すための論拠を見つけにくい ↓ 会計基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される保証がない	会計基準が論理的に体系づけられる ↓ 会計基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計公準からの会計基準の設定 ・ 概念フレームワークからの会計基準の設定

V. 会計基準と設定主体・設定方法 B

- (1) 企業会計原則：1949年に制定された我が国で最初の本格的な会計基準(現在の企業会計審議会の前身である「経済安定本部・企業会計制度対策調査会による制定)。企業会計原則は、数回の修正が行われてきたが、現在では歴史的な文書化しつつある。

その重要性が失われているわけではない

設定前文：企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準

法律ではなく、企業会計における実践規範

↓
帰納的アプローチにより形成されているといえる。

- (2) 企業会計原則制定後の各種の会計基準の設定

	従 来	現 在
大まかなルール	パブリックセクター	プライベートセクター
	企業会計審議会 【会計基準(本文+意見書)】 (～に係る会計基準)	企業会計基準委員会(ASBJ) 【会計基準(本文+結論の背景)】 (～に関する会計基準)
細かな規定	プライベートセクター	【適用指針】 【実務対応報告】
	日本公認会計士協会(JICPA) 【実務指針】	

* 本文⇒会計処理, 意見書・結論の背景⇒会計処理の理論

☆ 出題の要旨(財務会計論) ☆

財務会計論の分野には、簿記、財務諸表論、その他企業等の外部利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論が含まれる。

簿記は、企業等の簿記手続の理解に必要な基本原理、仕訳、勘定記入、帳簿組織、決算及び決算諸表の作成について出題する。また、財務諸表論は、企業等の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準並びに会計処理手続について出題する。ここでいう会計諸規則及び諸基準の範囲には、会社計算規則、財務諸表等規則等の他、基本的には企業会計審議会の意見書及び企業会計基準委員会の企業会計基準を含めるが、これらの意見書及び基準の解釈上必要な場合には、企業会計基準委員会の適用指針及び実務対応報告、日本公認会計士協会の実務指針等も適宜出題範囲とする。また、現行の会計諸規則及び諸基準に関する知識のみでなく、それらの背景となる会計理論及び国際会計基準等における代替的な考え方も出題範囲とする。

なお、公会計及び非営利会計の分野は、当分の間、出題範囲から除外する。

[注意] 短答式試験は、下記の「出題項目の例」の全体から出題することとし、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。論文式試験は、下記の「出題項目の例」の網掛け部分を重点的に出題することとし、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を最終的に判定する試験とすべく、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかの評価の重点を置く。

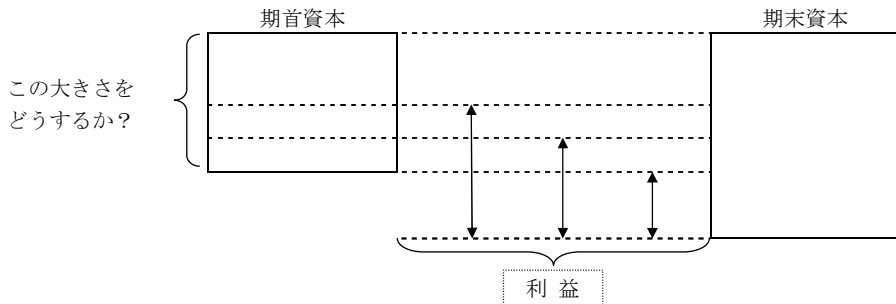
Ⅲ. 資産負債アプローチと収益費用アプローチ(利益概念) **A**

☆ 会計における利益の考え方 ☆

		連携利益観(利益概念)	
		収益費用アプローチ (収益費用中心観)	資産負債アプローチ (資産負債中心観)
意義 ↓ 期間利益の計算方式		一会計期間の成果たる収益に、これを獲得するための努力(犠牲)たる費用を対応させて、両者の差額を利益とする考え方 ↓ 期間収益－期間費用＝期間利益	資産と負債の差額として定義される純資産の一会計期間における変動額を利益とする考え方 ↓ 期末純資産－期首純資産＝期間利益
利益の内容	会計課題 ↓ 期間利益の意味 ↓ 計算される期間利益	企業活動の効率性の把握 ↓ 一会計期間における企業の純成果又は業績を示す測定値 ↓ 純利益	企業の富(純資産)の把握 ↓ 一会計期間における企業の富又は正味資源の増加分を示す測定値 ↓ 包括利益

Ⅳ. 資本維持論(利益概念) **A**

期間損益は、直接的な資本取引が存在しないならば、期末株主資本から期首株主資本を控除することで求められる。資本維持論は、この時、期末株主資本から控除される期首株主資本の大きさをどのように決定するのかの議論である。



	貨幣資本維持概念		実体資本維持概念
	名目資本維持概念	実質資本維持概念	
資本の本質	(会計上の)資本＝貨幣 ↓ 貨幣的な単位で捉える		(会計上の)資本＝物的資産 (orその給付能力) ↓ 物的数量的な単位で捉える
意義	企業が維持すべき資本は、企業に投下された貨幣の名目額を指すと考えるもの	企業が維持すべき資本は、企業に投下された貨幣のもつ実質的価値たる貨幣の一般購買力を指すと考えるもの	企業が維持すべき資本は、企業に投下された個別具体的な物的資産を指すと考えるもの
期間利益の意味	投下された貨幣の名目額を維持した後の余剰(投下資本の回収余剰)	投下された貨幣の一般購買力を維持した後の余剰	投下された個別具体的な物的資産を維持した後の余剰

【設例】 資本維持論

1. 商品を1,000で取得した。
2. 上記、商品を1,500で販売した。なお、販売時における商品の購入市場の時価は1,200であった。
3. 商品の販売時における一般物価水準は取得時と比べ、10%上昇している。

(1) 名目資本維持論に基づく利益計算

収 益 1,500	費 用 1,000 (取得原価)	→	投下された貨幣の名目額が 企業内部に維持される (利益として分配不可)
	利 益 500	→	分配可能利益として 配当等により社外流出可

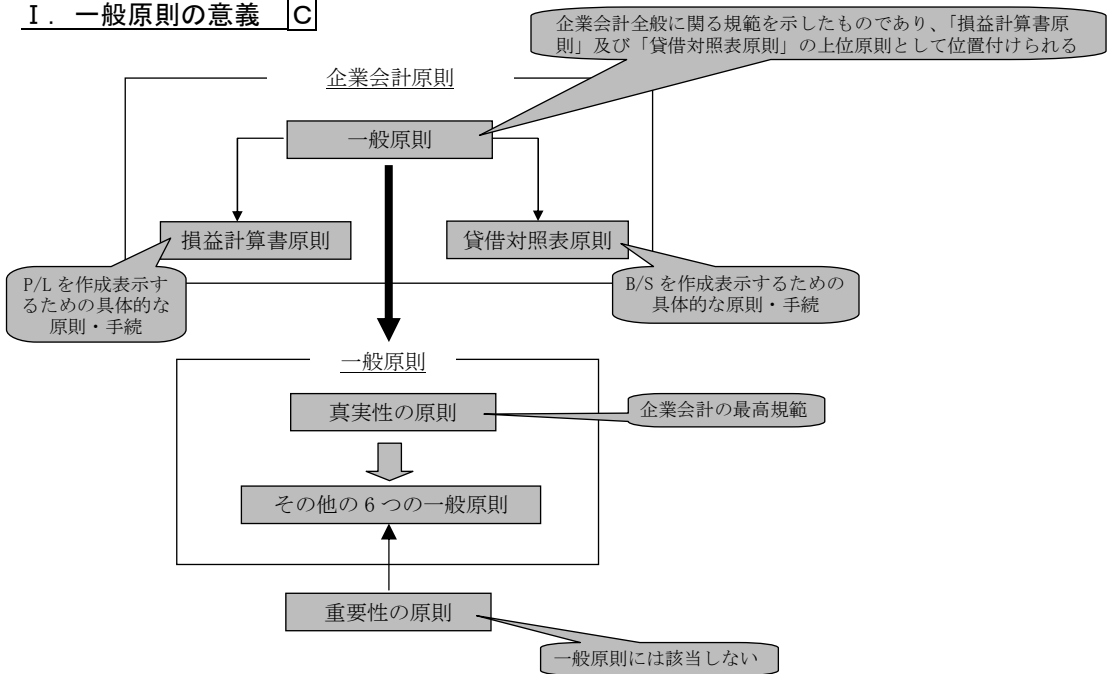
(2) 実質資本維持論に基づく会計処理

収 益 1,500	費 用 1,100 (1,000×1.1)	→	投下された貨幣の一般購買力が 企業内部に維持される (利益として分配不可)
	利 益 400	→	分配可能利益として 配当等により社外流出可

(3) 実体資本維持論に基づく会計処理

収 益 1,500	費 用 1,200 (購入市場の 時価)	→	投下された個別具体的な物的資 産が企業内部に維持される (利益として分配不可)
	利 益 300	→	分配可能利益として 配当等により社外流出可

I. 一般原則の意義 [C]



II. 真実性の原則 [C]

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

真実性の原則は、企業会計の最高規範（企業会計原則の頂点に位置する原則）である。他の6つの一般原則・損益計算書原則・貸借対照表原則が遵守されることで、真実性の原則の要求する真実な報告が確保される。また、真実性の原則が要求している「真実」とは、次の理由から、絶対的真実ではなく、あくまでも相対的真実であるといわれる。

	相対的な真実といわれる理由
会計目的の歴史的变化	真実な報告とは会計目的を達成し得る報告であるため、会計目的そのものが歴史的に変化すれば真実な報告も変化せざるを得ない
代替的会計処理方法の容認	同一の会計事実について複数の代替的会計処理方法が認められる場合があり、どの方法を採用するかによって財務諸表に記載される金額が異なる
期間損益計算の暫定性	継続企業の前提の下において期間損益計算を行ううえで、経営者の将来予測に関する主観的な判断が介入するため財務諸表に記載される金額は暫定的にならざるを得ない

Ⅲ. 正規の簿記の原則 C

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

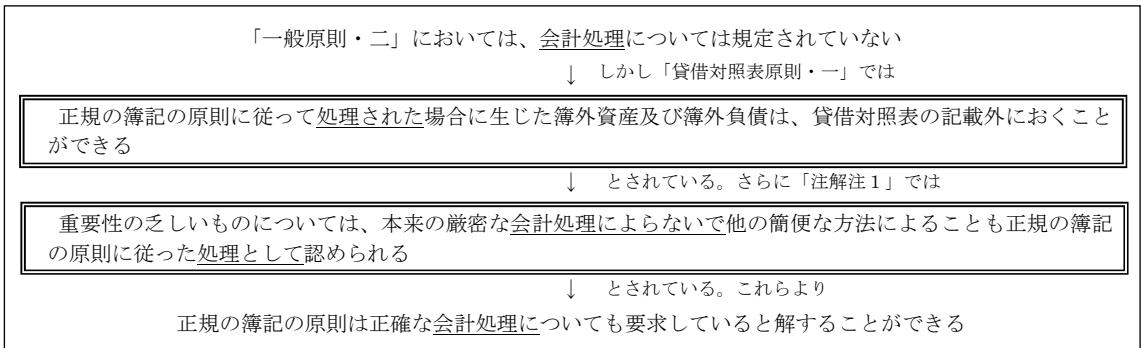
正規の簿記の原則の内容		広義説		
		狭義説	広義説	
(1) 正確な会計帳簿の作成を要求		○	○	○
(2) 正確な会計処理を要求		—	○	○
(3) 誘導法による財務諸表の作成を要求		—	—	○

(1) 正確な会計帳簿の作成を要求

網羅性	会計帳簿に記録すべき取引事実が、漏れなく正確に記録されていること (架空計上・簿外計上の禁止)
検証可能性	会計記録は正当な証拠書類に基づいて行われ、かつ、明瞭なものであること
秩序性	会計記録は一定の法則のもとに相互に関連性を保つように継続的・組織的に行われていること

一般に、複式簿記による記録は3要件を具備し得るものと考えられている。また、単式簿記による記録についても、3要件を具備し得るものとされる余地がある。

(2) 正確な会計処理



(3) 誘導法による財務諸表の作成

正規の簿記の原則は、すべての取引を会計帳簿に記録したことを要求するだけでなく、さらにその帳簿記録(仕訳帳・総勘定元帳)に基づいて貸借対照表・損益計算書を作成する誘導法によった財務諸表の作成までも要求すると解することができる。

IV. 資本取引・損益取引区分の原則 **B**

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

(1) 資本取引・損益取引の意義

	資本取引	損益取引
意義	企業の株主資本を直接的に増減させる取引	企業が利益(成果)の獲得を目指して行う取引
影響	資本金又は資本剰余金の増減変化として表れる	企業の株主資本を間接的に増減させ、利益剰余金の増減変化として表れる
共通点	株主資本を増減させる	

☆ 資本取引と損益取引の区分の必要性 ☆

企業会計の重要な課題は、適正な期間損益計算を行うことにある

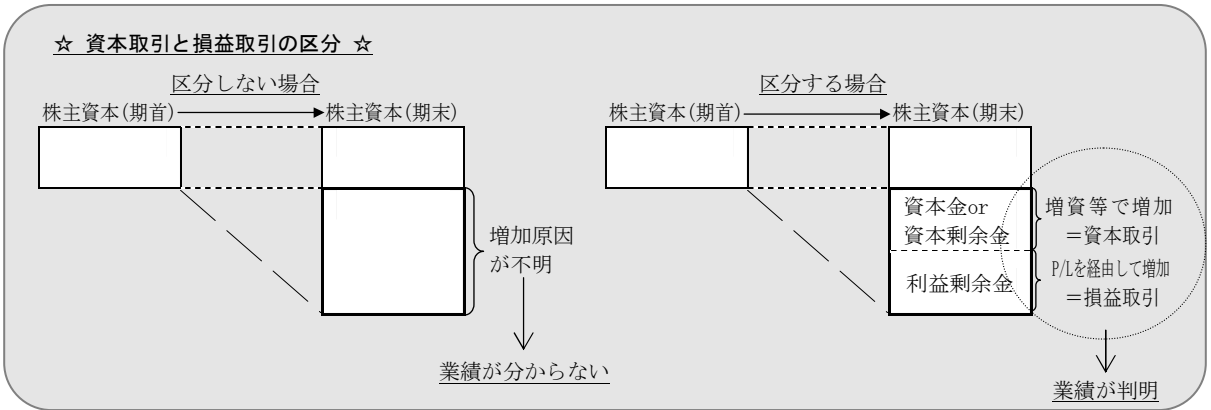
↓ ここで

期間損益計算は一会計期間における企業活動の成果として株主資本の増減を計算するものであり、
適正な期間損益計算のためには、資本取引を期間損益計算の構成要素から除外し、
損益取引のみを期間損益計算の構成要素としなければならない

↓ このように

適正な期間損益計算の観点から資本取引と損益取引とを区別することが必要となる

☆ 資本取引と損益取引の区分 ☆



(2) 資本剰余金と利益剰余金の混同禁止

	資本剰余金	利益剰余金
意義(発生源)	資本取引から生じた剰余金	損益取引から生じた剰余金
資本と利益の区別	払込資本	留保利益
性格	維持拘束性を有する	分配可能性を有する



株主と債権者の利害調整	投資者や債権者に対する情報提供
<p>もし発生源及びその相違によりもたらされる性格が異なるにもかかわらず、両者を混同すると本来、分配可能性を有する利益剰余金から行われるべき利益の分配が維持拘束性を有する資本剰余金の中から行われる危険性がある</p> <p>↓</p> <p>債権者保護の観点から株主と債権者の利害調整を図るため資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止することが必要</p>	<p>現行制度上、その他資本剰余金からの分配が容認されているため株主と債権者の利害調整の観点から両者の混同を禁止する必要性は乏しいとも考えられる</p> <p>↓しかし、</p> <p>（投資者は、投資意思決定の際に、利益剰余金の金額から過去の経営成績や経営者の慎重さを判断することができる</p> <p>+</p> <p>債権者は債権契約の際に、資本剰余金を含む払込資本の金額から財務安全性を判断することができる</p> <p>↓</p> <p>投資者や債権者に対して有用な情報を提供するため資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止することが必要</p>

(3) その他重要事項の注記&付属明細表

財務諸表を構成する

その他重要事項の注記	付属明細表の作成
<ul style="list-style-type: none"> 受取手形の割引高・裏書譲渡高 保証債務等の偶発債務 債務の担保に供している資産 	① 有価証券明細表 ② 有形固定資産等明細表 ③ 社債明細表 ④ 借入金等明細表 ⑤ 引当金明細表 ⑥ 資産除去債務明細表

連結財務諸表を作成している場合には、③ 社債明細表、④ 借入金等明細表、⑥ 資産除去債務明細表の作成は不要となる。

☆ 原則的な注記の記載順序 ☆

注記事項はキャッシュ・フロー計算書の次に、原則として以下の順序で記載される。

- ① 継続企業の前提に関する注記 (該当がある場合)
- ② 重要な会計方針の注記
- ③ 会計方針の変更に関する注記 (該当がある場合)
- ④ その他の注記事項

1つの会計事実に対して複数の会計方針が認められている(経理自由の原則)場合に継続性の原則が問題となる。

VI. 継続性の原則 ㊦

企業会計は、その会計処理の原則又は手続(⇒会計方針)を毎期継続して適用し、**みだりにこれを変更してはならない。**

要するに…

正当な理由(=財政状態・経営成績をより適正にあらわすことができる場合)なく

いったん採用した会計方針は、**正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。** 必要性

財務諸表の期間比較可能性の確保	経営者の恣意的な利益操作の排除
企業の財政状態及び経営成績を判断するためには連続した数期間の財務諸表を比較し、その趨勢を把握することが必要である ↓しかし、 企業が選択した会計方針を毎期継続して適用しない場合には、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、その結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがある ↓そこで、 財務諸表の期間比較可能性を確保するため、会計方針を毎期継続して適用することを要求する継続性の原則が必要とされる	1つの会計事実に対して異なる会計方針を適用すれば、算出される利益も異なったものとなる ↓ここで、 企業が会計方針を自由に変更できるとした場合には、会計事実の変化に関係なく会計方針を恣意的に変更し、不当な利益操作が行われる余地が多分に残される ↓そこで、 経営者の恣意的な利益操作を排除するため、いったん採用した会計方針をみだりに変更することを禁止する継続性の原則が必要とされる

* 財務諸表の相対的真実性を達成するうえで不可欠という意味で継続性の原則は真実性の原則を支えるものである。

☆ 継続性の原則の適用範囲 ☆

ex. A法&B法はGAAPにより認められた方法、甲法&乙法はGAAPで認められていない方法

変更前	変更後	
甲	→ 乙	認められない方法への変更は不可→継続性の原則以前の問題
A	→ 乙	認められない方法への変更は不可→継続性の原則以前の問題
甲	→ B	認められる方法への変更→当然の変更
A	→ B	認められる方法間での変更→継続性の原則の問題

VII. 保守主義の原則 **B**

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて**適当に健全な会計処理**をしなければならない。

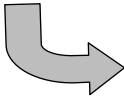
企業会計は、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならないが、過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の**真実な報告**をゆがめてはならない。

過度に保守的な会計処理を行うことは企業の財政状態及び経営成績の**真実な報告**を歪める

↓
保守的な会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の範囲内でのみ認められるものであって、過度に保守的な会計処理を行うことは認められていない。

	収 益	費 用
認 識	時期的により遅く認識	時期的により早く認識
測 定	当期の計上額をより少なく測定	当期の計上額をより多く測定

損益計算書面の効果	期間利益がより小さくなる ↓ 配当等による資金の社外流出が減少
貸借対照表面の効果	資産がより小さくなり、負債がより大きくなる ↓ 実際の純資産は帳簿価額よりも充実する



	内 容	具体例
会計処理方法選択レベル	1つの会計事実に対して複数の会計処理方法が認められている場合において、最も保守的な会計処理方法を選択する	<ul style="list-style-type: none"> 定額法でなく定率法の採用 販売基準ではなく回収基準又は回収期限到来基準の採用 部分純資産直入法の採用
見積り計算・判断レベル	会計上の見積り計算・判断において一定の幅がある場合最も保守的な見積り数値・判断を採用する	<ul style="list-style-type: none"> 費用金額の見積り上、合理的な範囲内で最大値の選択 収益金額の見積り上、合理的な範囲内で最小値の選択

VIII. 単一性の原則 **C**

株主總會提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の**真実な表示**をゆがめてはならない。

実質一元性	財務諸表の報告内容(実質面)については単一の信頼し得る会計記録に基づき作成することを要請(二重帳簿の禁止)
形式多元性	財務諸表の報告形式(形式面)については多様な目的に適合するよう異なる形式により作成することを容認

IX. 重要性の原則 C

一般原則そのものではない

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性は量的重要性の観点と質的重要性の観点の双方から判断しなければならない。

重要と判断される項目については、会計処理又は表示に当たって特に正確な方法を要請するとともに、重要性が乏しいものについては、本来の厳密な会計処理又は表示によらないで、他の簡便な方法によることを容認する原則である。

↓
重要性の原則により、厳密な会計処理や表示の実行に伴うコストと、そのような厳密な財務諸表から得られるベネフィットを比較して、コストがベネフィットを大きく上回る場合には、簡便な方法が許容される

☆ 重要性の原則と一般原則の関係 ☆

	関係する一般原則	具体例
会計処理面	<p>正規の簿記の原則と関係 ↓ 重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる ・ 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる ・ 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる ・ たな卸資産の取得原価に含められる引取費用、関税、買入事務費、移管費、保管費等の付随費用のうち、重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる
表示面	<p>明瞭性の原則と関係 ↓ 重要性が高い項目については独立して特別の科目で表示することや注記として開示すること等が要求され、反対に、重要性の乏しいものについては、他の科目に含めて記載する等の簡便な表示によることが認められる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割返済の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が一年以内に到来するもので重要性の乏しいものについては、固定資産又は固定負債として表示することができる

★ ちょっと過去問 ★

- イ. 企業実体の公準は、会計単位の公準と呼ばれることもある。この公準が存在することによって初めて、企業の資産・負債・純資産を出資者個人の財産や債務から区別することが可能となり、企業会計の前提が成立することになる。(H28 II 問題 1)
- エ. 貨幣的測定の公準によると、会計上の取引は貨幣額で測定・表示される。この公準に従う場合、貨幣額で客観的に測定することができないものは、たとえそれが企業活動のために重要な役割を果たす要素であっても、原則として会計の計算対象とすることはできない。(H28 II 問題 1)
- ア. 企業を資金提供者から独立した主体と捉え、株主と債権者を共に企業外部者として位置付ける考え方を、企業主体理論という。この考え方を徹底させた場合、支払配当金と支払利息は同一の性格を有するものとみなされることになる。(H29 I 問題 1)
- イ. 国や地方自治体からの補助金のうち、固定資産の購入や製作に充当するなど、資本助成の目的で交付された国庫補助金について、かつて「企業会計原則」では、国庫補助金についてはこれを「その他の資本剰余金」として整理するべきであるとする見解が示されていた。この見解は、資本主義理論では説明できない。(H29 I 問題 1)
1. インフレーションを前提とした場合、名目資本維持を求める利益計算の結果と実質資本維持を求める利益計算の結果とを比較したとき、前者における売上総利益は後者における売上総利益よりも必ず小さくなる。(H24 II 問題 1)

★ ちょっと過去問(H29 II 問題 3) ★

「企業会計原則」の一般原則に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア. 財務諸表は、情報の利用者の意思決定に役立つ有用な情報であることが期待されているため、同一の会計事象について複数の会計処理方法が認められている場合には、それぞれの会計処理の結果を併記して、その中のどれを利用するかは情報の利用者に委ねることが真实性の原則に合致することになる。
- イ. 財務会計の情報提供機能を果たすためには、全ての取引について、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。ただし、金額の重要性が乏しい場合には、項目の性質にかかわらず、簡便な会計処理の方法を採用することができる。
- ウ. 「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」という継続性の原則は、主として会計数値の期間比較可能性を確保するためのものであるので、注記によって処理の原則または手続の変更の内容と影響を十分に開示しても、経営者の意図でこれらを自由に変更することは許されない。
- エ. 「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」という保守主義の原則は、予測される将来の危険に備えて、慎重な判断に基づく会計処理を行うことを求めるものであるが、過度に保守的な会計処理を行うことは、企業の財政状態および経営成績の真実な報告をゆがめることになるので認められない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2017 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

EL18451